

## 山口市上下水道事業建設工事予定価格事前公表に関する 要領

山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設工事に係る予定価格の事前公表については、山口市が発注する建設工事の予定価格事前公表に関する要領の例による。この場合において、「山口市」、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

### 附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。